

令和元年 8 月 30 日

## 建築確認検査機構 手数料改定のご案内

日頃は（一財）大阪建築防災センター建築確認検査機構をご利用いただきまして、ありがとうございます。

当機構は、建築基準法に基づく大阪府知事の指定機関として、大阪府内の建築物に係る安全・安心に貢献できるよう各特定行政庁と連携するとともに、確認検査マニュアルの適正な運用により、建築確認審査検査業務を公正かつ適確に遂行しています。

また、職員一人一人がCS・ES向上をさらに徹底し、親切・迅速・確実・丁寧をモットーにサービスの向上に努めています。

今回の手数料改定は確認審査・検査・適合証明の業務実態に合わせて変更を行っています。

- ・ 確認申請手数料 1～3号、4号の構造計算付、100㎡超～200㎡以下を増額します。
- ・ 中間検査、完了検査手数料の床面積区分を確認申請床面積区分に合わせ、手数料の一部を増・減額します。
- ・ 適合証明業務 新築・一戸建住宅の設計検査手数料を増額します。

手数料の変更部分は、朱書きしています。

ご理解いただきますようお願いいたします。

<問い合わせ先>  
一般財団法人 大阪建築防災センター  
建築確認検査機構 管理営業部  
門田  
TEL：06-4794-8270  
E-mail：kadota@okbc.or.jp

確認検査等の業務手数料一覧表(確認検査業務手数料規程 令和元年10月1日改定版抜粋)

一般財団法人 大阪建築防災センター 建築確認検査機構

更新:令和元年10月1日 (非課税、単位:円)

<確認検査手数料>

床面積の合計	確認申請 ※1				計画変更				中間検査		完了検査			
	4号又は型式 で特例適用	1~3号又は4 号の構造計 算付 ※2	適判機関調 整手数料 ※4.5	ルート2審査加 算手数料 ※5	4号又は型式 で特例適用	1~3号又は4 号の構造計 算付 ※2	適判機関調 整手数料 ※4.5	ルート2審査加 算手数料 ※5	4号又は型式 で特例適用	1~3号又は4 号の構造計 算付 ※2	中間検査対象		中間検査対象外	
											4号又は型式 で特例適用	1~3号又は4号の 構造計算付 ※2	4号又は型式 で特例適用	1~3号又は4号の 構造計算付 ※2
30㎡以下					8,000	21,000								
30㎡超 50㎡以下	26,000	36,000	20,000	30,000	14,000		20,000	30,000	21,000	22,000	21,000	22,000	23,000	24,000
50㎡超 100㎡以下					26,000	36,000								
100㎡超 200㎡以下	33,000	40,000			33,000	40,000			24,000	32,000	24,000	32,000	26,000	36,000
200㎡超 500㎡以下	43,000	69,000			43,000	69,000			40,000		45,000		50,000	
500㎡超 1,000㎡以下	82,000			40,000	82,000			40,000	60,000		60,000		65,000	
1,000㎡超 2,000㎡以下	112,000			50,000	112,000			50,000	70,000		80,000		85,000	
2,000㎡超 3,000㎡以下	182,000			60,000	182,000			60,000	120,000		120,000		140,000	
3,000㎡超 5,000㎡以下	242,000			30,000	242,000			30,000	130,000		130,000		150,000	
5,000㎡超 10,000㎡以下	322,000			別途協議	322,000			別途協議	170,000		170,000		190,000	
10,000㎡超 25,000㎡以下	422,000				422,000				250,000		250,000		280,000	
25,000㎡超 50,000㎡以下	522,000				522,000				270,000		270,000		300,000	
50,000㎡超	別途協議													

※1 用途変更及び大規模の修繕・模様替は、変更に係る部分の床面積の1/2を申請対象面積とする。(他機関確認は全対象面積)

<建築設備等>

(単位:円、非課税)

区分	確認申請	計画変更	完了検査
昇降機①	21,000	11,000	30,000
昇降機② ・ホームEV、小型昇降機(型式適合認定、 型式部材等製造者認証) ・小荷物専用昇降機	11,000 ※3	7,000	20,000
工作物	高さ5m以下	25,000	10,000
	高さ5m超10m以下	30,000	15,000
	高さ10超20m以下	50,000	25,000
	高さ20m超	100,000	50,000
浄化槽	—	8,000	13,000

○減額事項

- ・「申プロ」データの提出及び当機構確認の計画変更の確認申請は、2,000円を減額。
- ・建築検査と住宅瑕疵担保責任保険の同時検査は、2,000円を減額。
- ・同一開発区域等(昇降機含む)で3件以上の同時検査は、一件につき2,000円を減額。
- ・浄化槽の建築完了同時検査は、8,000円を減額。
- ・4号建築物併願の昇降機で建築完了同時検査は、8,000円を減額。
- ・防災評定を当財団で実施した確認申請は、約10%を減額。(手数料規程 別表第2参照)

○増額事項

- ・複数棟で構造計算を行った場合、棟数から1を減じた数に1棟当たり30,000円を加算。
- ・他機関が確認した計画変更は、確認申請手数料と同額。
- ・他機関が確認した中間・完了検査は、確認申請手数料を加算。
- ・避難安全検証法等の審査は、別途手数料を加算。(手数料規程 別表第8参照)
- ・建築物省エネ法に係る適合義務対象建築物の完了検査は、別途手数料を加算。(手数料規程 別表第4参照)
- ・豊能郡豊能町・能勢町の検査手数料は、1件につき10,000円を加算。

○その他事項

- ※2 「構造計算付」とは、基準法第20条第1項第四号ロに該当する構造計算書、及び構造設計図書。
- ※3 1~3号建築物に併願の小荷物専用昇降機(テーブルタイプ)及び4号建築物に併願の昇降機は、申請手数料は不要。
- ※4 構造適判調整手数料は、構造計算適合性判定機関との調整に係る経費。
- ※5 構造適判調整手数料及びルート2審査加算手数料は、確認申請1件ごとの手数料。
- ※6 手数料規程にない手数料は別途協議。

## 適合証明業務の手数料一覧表

適合証明業務手数料一覧表(その1)

### 【新築・一戸建住宅】 (フラット35、財形住宅融資、積立者向け融資)

表1

更新:令和元年10月1日(消費税等10%込み、単位:円)

区分	設計検査	中間検査		竣工検査	
	通常料金	通常料金	同時検査	通常料金	同時検査
当財団に確認を申請した場合	6,000	16,000	8,000	17,000	9,000
当財団以外の確認によるもの	11,000	16,000	16,000	17,000	17,000
当財団で設計検査を受けたもの		16,000	8,000	17,000	9,000

表2 <フラット35Sのご利用>

更新:令和元年10月1日(消費税等10%込み、単位:円)

	設計検査	中間検査	竣工検査
【A】耐震性に関する基準 (又は免震)	16,000	2,000	2,000
【B】バリアフリー性に関する基準	6,000	2,000	2,000
【C】省エネルギー性に関する基準 (断熱等性能)※1	6,000	2,000	2,000
【C】省エネルギー性に関する基準 (一次エネルギー消費量)※1	16,000	2,000	2,000
【D】耐久性・可変性に関する基準※2	6,000	2,000	2,000

※1「基準適合住宅」「住宅事業建築主基準に係る適合証」「認定低炭素住宅」・  
「性能向上計画認定住宅」及び「BELS評価書」を取得した住宅を除く。

※2「長期優良住宅」の認定を受けた住宅を除く。

表1の基本額に表2の組み合わせによる金額を加算する。

注)設計検査の同時申請は建築確認申請と設計検査が同時、中間及び竣工検査の同時検査は  
基準法の検査と同時のことをいう。

なお、単独申請の場合で豊能郡豊能町、能勢町は中間、竣工検査料に10,000円を加算する。

適合証明業務手数料一覧表(その2)

### 【新築・共同住宅】 (フラット35、財形住宅融資、賃貸住宅、合理的土地利用建築物)

更新:令和元年10月1日(消費税等10%込み、単位:円)

戸数	設計検査	竣工検査	フラット35S付きの場合	
			設計検査	竣工検査
1~10戸	12,000	36,000	19,000	46,000
11~20戸	15,000	54,000	21,000	69,000
21~30戸	17,000	72,000	24,000	92,000
31~40戸	19,000	90,000	25,000	115,000
41~50戸	21,000	108,000	28,000	138,000
51~60戸	24,000	126,000	30,000	161,000
61~70戸	26,000	144,000	32,000	184,000
71~80戸	28,000	162,000	34,000	207,000
81~90戸	30,000	180,000	36,000	230,000
91~100戸	32,000	198,000	39,000	253,000
101戸~	35,000	220,000	41,000	280,000

適合証明業務手数料一覧表(その3)

更新:令和元年10月1日

(消費税等10%込み、単位:円)

【中古戸建住宅】

種別	手数料
フラット35	55,000
財形住宅融資 (リ・ユース) (リ・ユースプラス)	55,000
積立者向け融資	55,000
優良住宅取得支援制度 中古タイプ含む	55,000

【中古マンション】

種別	登録なし	登録あり
フラット35	57,000	48,000
財形住宅融資 (リ・ユース) (リ・ユースプラス)	57,000	48,000
積立者向け融資	57,000	48,000
優良住宅取得支援制度 中古タイプ含む	57,000	48,000

【フラット35(中古住宅特例融資:リフォーム工事实施)】

戸建

種別	手数料
フラット35	
財形住宅融資	63,000
優良住宅取得支援制度	63,000

共同住宅

種別	手数料
フラット35	
財形住宅融資	65,000
優良住宅取得支援制度	65,000

【住棟単位の適合証明(中古マンションらくらくフラット35登録用)の物件調査】

個別登録コース	57,000円+1,500円/戸
20年登録コース	

例

30戸のマンションの場合

$57,000円 + 1,500円 \times 30戸 = 102,000円$

中古住宅で耐震評価が必要な建築物は戸建、マンションともに上表金額に2万円を加えた金額とする。耐震評価が必要な建物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が不明な場合は、表示登記の日付(新築)が昭和58年3月31日以前)の建築物をいう。

【リフォーム融資】

財形住宅融資等 積立者向け融資	60,000
バリアフリーリフォーム等 (高齢者返済特例制度)	60,000
耐震リフォーム	別途見積もり